

2016年度事業報告書

公益社団法人日本複製権センター

1. 概況

公益社団法人日本複製権センター（以下、JRRC という）は、書籍、新聞、雑誌、学会誌等の著作物の複写等に係る権利の擁護と複写利用の円滑化を目的として、1991年に日本複写権センターとして設立されて以来、著作者、出版者、学術団体、新聞社等の権利者から著作物の複写利用に係る権利の管理を受託し、利用者との間で契約を締結し、著作権等管理事業者として管理著作物の複写利用許諾業務を行ってきた。

2012年には公益社団法人化し、法人名も日本複製権センターに変更したことにより、公益的かつ複製権を視野に入れた活動を行ってきた。

2016年度は、公益社団法人として以前より広範に受託を行うべきとの方針により、4月1日から正会員団体以外の団体あるいは出版者からの著作物の権利を受託する「個別受託制度」を新たに開始した。

また、各種契約促進・啓発活動を通して新規契約者の加入促進を図ったほか、公益社団法人として公益性を重視した各種事業活動を行った。

2. 委託管理事業管理状況（2017年3月31日現在）

(1)管理出版物数/管理著作物数 各構成団体及び個別受託先より委託されている出版物数/著作物数は、以下の通りである。

- ① 「一般社団法人学術著作権協会」 定期刊行物 2,075 タイトル、単行本 1,970 点
- ② 「一般社団法人出版者著作権管理機構」 定期刊行物 1,018 タイトル 単行本 53,934 点
①②の定期刊行物を国立国会図書館データと照合結果、委託著作物数は 210 万論文/記事
- ③ 「新聞著作権協議会」： 69 社、 96 紙
- ④ 「著作者団体連合」： 合計 14,600 名の著作者による全著作物
- ⑤ 個別委託者からの受託著作物 団体 31,135 タイトル 個別出版者 1,565 タイトル

(2)契約者数

契約件数 2,575 件(前年比+13 件)

グループ企業を含めた利用者数は 6,092 者(前年比-38 者)

(3)使用料収入

使用料収入額は 387,883,532 円 (2015 年度 381,354,682 円)

(4)分配額

2016 年 9 月に分配した 2015 年度収入に対する分配額は 276,646,162 円

(2015 年 9 月分配額 205,784,554 円)

3. 2016 年度取り組み内容について

2016 年度に JRRC が実施した事業計画に対する取り組み内容は、以下の通りである。

<重点事業>

1. 管理著作物の拡大促進

- (1) これまで懸案であった著作者、出版者、各種団体など個別の権利者からの権利の受託を開始し、JRRC 管理著作物の拡大を図る。

4月1日から正会員以外の団体・出版者から権利の委託を受ける「個別受託制度」を開始し、2017年3月31日現在「個別受託制度」による受託数は、32,700タイトルとなった。

(2) 人文・社会科学系学会誌・論文等について、関連団体と協議しながら許諾体制の整備に取り組む。

学術著作権協会との連携プロジェクトとして取り組みを開始した。

2. 海外 RRO(Reproduction Rights Organization)との双務協定締結について
海外 RRO との双務協定締結については、学術著作権協会との連携プロジェクトとして取り組みを開始したほか、英国の新聞著作権管理団体である NLA(Newspaper Licensing Association)から双務協定締結の要請があり、協定の内容について検討を行った。
3. 電子化許諾の実施について
すでに実施中の出版者著作権管理機構あるいは学術著作権協会の電子許諾制度について検討を行った。
4. 複製に関するポータル・サイトの充実
各会員団体の横断的な許諾契約促進のためのポータル・サイトを、9月から運用開始した。
5. 実態調査方法の改善について
これまでの調査方法の改善について検討を行ったほか、新しい試みとしてコピー機付属のハードディスクを活用した調査方法について、導入を検討している利用企業のヒヤリングを行い、その有効性についての検討を行った。
6. 顧客サービスの充実
2016年度は、隔月開催の JRRC 企業・団体のための著作権基礎講座を、利用者の要望に応じて更にレベルアップし、基礎講座に加えて新たに中・上級者向けの中級講座を、関東地区年2回及び関西地区年1回開催した。これら年6回の講座を通して講義と合わせて参加者との双方向による質疑、意見交換及び情報提供を行う場を設定して利用者・一般との積極的な交流を図った。
また、年2回の著作権セミナー及び無料講師派遣等、JRRC 主催の各種著作権啓発活動を通じて顧客サービスの充実を図った。
更に、小冊子「実務者のためのコラム集Ⅲ」を発行し、契約者及び関係者に寄贈した他、著作権セミナー等各種行事参加者に対し配布した。
7. 教育に関する権利制限に対する調査・研究
教育機関における複製等について、教育利用に関する著作権等管理協議会へのオブザーバー参加を通じて、今後の日本における教育に関する権利制限に関して調査・研究を行った。

<経常事業>

- I 複製に係る権利行使の委託を受けた著作物の複製等の利用許諾、並びに同利用許諾に係る使用料の徴収、分配に関する事業
 1. 複写使用料の徴収
2016年度における複写使用料徴収額は387,883,532円となり、当初予算385,000,000円に対して2,883,532円の増収となった。

2. 複写使用料の分配

2015 年度に徴収した使用料総額 381,354,682 円から業務手数料を控除した 276,646,162 円を、2016 年 9 月末に各権利者団体に分配した。

各権利者団体への分配額は以下の通りである。

著作者団体連合	77,618,655 円
学術著作権協会	65,226,327 円
出版者著作権管理機構	42,040,050 円
新聞著作権協議会	91,761,130 円

II 著作権思想の普及及び調査研究に関する事業

1. 一般及び利用者への思想普及・啓発活動

(1)JRRC の自主事業

①JRRC 主催の著作権セミナー、講演会等の開催

2016 年 7 月及び 2017 年 2 月の 2 回、文化庁の後援を得て JRRC 著作権セミナーを開催した。参加者数はそれぞれ 250 名と 400 名である。

②メールマガジン等による著作権知識の普及・啓発活動

毎月 3 回メールマガジンを発行し、利用者に対するより迅速な情報伝達を行い、著作権知識の普及・啓発活動に努めた。

③利用企業・団体における著作権講習会への講師派遣

2016 年度は、講習会実施企業・団体合計 9 者、開催回数 11 回、参加者数は合計で 580 名であった。

④利用者・一般を対象とした小セミナー、懇談会の定期的開催

2016 年度から新たに JRRC 企業・団体のための著作権中級講座を開設し、基礎講座と合わせて東京地区年間 4 回、関西地区 2 回の合計 6 回開催し、合計参加者数は 427 名であった。

⑤著作物複写利用に関する啓発用パンフレット等の作成・配布

2017 年度から使用予定の啓発用パンフレットについて検討を行った。

⑥契約締結促進用ノベルティの製作

契約締結促進用として JRRC ロゴ入り紙袋及びタッチペンを製作した。

⑦ホームページ、インターネット及び業界紙等での広報・宣伝活動の実施

JRRC 広報媒体として経団連タイムズ、日本生産性新聞、日本事務器新聞等の各種メディアに対し広告を掲載し、著作権に関する啓発及び個別受託制度開始等の告知を行った。

⑧著作権啓発用小冊子の発行

昨年に引き続き、JRRC メールマガジンで掲載中の半田理事長及び山本顧問弁護士による寄稿文をまとめた小冊子「実務者のためのコラム集Ⅲ」を発行し、契約者及び関係者に寄贈した他、著作権セミナー等の参加者に配布した。

(2)文化庁、著作権情報センター等の普及事業への参加

①文化庁著作権セミナーへの協賛団体としての協力・参加

各地で開催されている著作権セミナーに対し、資料提供等の協力を行った。

②同庁の著作権教育連絡協議会の一員として著作権思想の普及啓発活動への参加

文化庁著作権教育連絡協議会に参加し、他の管理事業者と共に著作権の普及・啓発活動に係る意見交換を行った。

③著作権情報センターの正会員として同センターの普及・啓発活動への協力

著作権情報センターの総会・理事会等に参加し、著作権の普及・啓発活動に正会員

として協力を行った。

④文化庁主催のセミナー、研修会への講師の派遣

10月に開催されたWIPO(World Intellectual Property Organization)東京特別研修及びCMO(Collective Management Organization)研修において、文化庁の依頼により、瀬尾副理事長がJRRCの紹介と集中管理事業について講演を行った。

2. 調査・研究

6月にローマで開催された主に新聞記事をソースとして付加価値を付けた情報を、顧客企業に提供している団体(MMO:Media Monitoring Organization)の国際機関であるPDLN(Press Data Licensing Network)に参加し、各国における新しいビジネスの展開状況、付加価値情報等について参加者からのヒヤリングを含め、調査を行った。その結果、JRRCとしても著作権に関わる新たな国際ビジネスとしての発展性を考慮し、10月から正会員として情報収集活動を行うこととした。

3. 国際活動への取り組み

(1)国際複製権機構連合(IFRRO)との連携

8月にシドニーにおいてIFRROのAPC(Asia Pacific Committee)会議に参加した他、11月にはアムステルダムにてIFRRO年次総会に参加し、各国著作権管理団体とお互いの著作権管理事業に関して意見交換を行ったほか、APC会議においてJRRCは、学術著作権協会と連携して海外RROとの双務協定締結活動を開始する旨報告した。

(2)文化庁との連携

文化庁国際課の依頼により、10月にWIPO東京特別研修によるアジア6か国の著作権局職員研修団、及び同じく10月にWIPO CMO研修としてアジア4か国の著作権局職員研修団の受け入れを実施し、各国著作権局担当者との意見交換を通じ、各国における著作権制度の現状及び著作権管理事業の現状について理解を深めた他、JRRCの集中管理事業について説明を行った。

また、2017年3月には、文化庁国際課の依頼を受け、事務局長がミャンマーに出張し、ミャンマー政府主催のCMO設立準備のためのセミナー講師として日本におけるCMOとしてのJRRC事業内容について講演を行い、参加者と質疑応答を行った。

4. 図書館における著作物利用に関する協議への参加

2016年度は協議会が未開催であった。

III 著作物の利用に係る相談、助言に関する事業

2016年度は、契約者及び一般からの著作物の複写利用に関する電子メールによる問い合わせが6,822件(前年度4,431件)となった。

これは、2015年度に比較して54%(2,391件)の増加となった。

メール問い合わせ件数増加の主な理由として、個別受託制度の開始に伴うお知らせや説明会開催に関する問い合わせ、各種著作権セミナーや講習会開催に関する問い合わせ等JRRC主催イベントに関する問い合わせが増えたほか、著作物の利用に関する手続きの問い合わせといった著作権知識の一般への普及の表れと思われるような問い合わせが増えたことが挙げられる。

また、電話による問い合わせについては、4月1日からの個別受託受付開始及び単年度契約に関する問い合わせに伴う呼量の増大により、日々の件数の確認作業が困難になったことから、件数については記載を省略した。

これらの問い合わせに対し、複写利用のための他管理団体の案内を含めた権利処理方法、

JRRC との著作物複写利用許諾契約締結の手続き、JRRC 主催の各種行事案内等についての説明や申込受付、質問に対する回答を行なう等、著作権に関する周知・助言・啓発活動を行った。

平成28年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

以上